

第3部 金融監督等

第10章 業態横断的・国際的な監督をめぐる動き

I コングロマリット室・国際監督室の設置

1. コングロマリット室の設置について

近年、金融をめぐる環境は、コングロマリット化の進展に加え、製販分離や販売チャネルの多様化の進行、更には貸出債権を裏付けとする資産担保証券等の複数の業態にまたがる商品の出現など、急速な変貌を遂げつつあり、従来の業態の枠を越えた監督の必要性が高まっているところである。

こうした状況等を踏まえ、金融コングロマリット及び業態横断的な取引等に係る監督事務の企画、立案及び必要な調整を行うことを目的として、平成16年11月8日に監督局総務課にコングロマリット室を設置した。

2. 国際監督室の設置

近年、監督局においては、行政処分発動の際の海外監督当局（特にOCC、FRB、UKFSA等）への連絡及びその後の事後管理における情報交換、更には金融危機対応時における対応の総合調整等、海外監督当局との緊密な連携が不可欠な局面が多く生じているところである。

こうした状況等を踏まえ、監督局の所掌事務に関して諸外国の監督当局等との事務の連絡調整等を行うことを目的として、16年11月8日に監督局総務課に国際監督室を設置した。

II 金融コングロマリット監督指針の策定（資料10-1参照）

「金融改革プログラム」において盛り込まれている諸施策の一環として、17年6月24日に、「金融コングロマリット監督指針」を策定、公表した。

本監督指針は、金融コングロマリットを定義した上で、グループとしての財務の健全性や業務の適切性に重大な影響を与える可能性があるリスク等を整理するとともに、グループとしてのリスク管理態勢等に係る監督上の着眼点・留意点を明確化した。

コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性等に問題を生じさせていないか等について、本監督指針に基づき、当局として十分な実態の把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じていくこととしている。